| | | |
|---|---|---|
| る特別の支援を必要とする生徒等への支援に係る費用の補助に要する経費があること。 | | |
| 百五　地域の産業界等と連携協定等を締結して行う公立高等学校等における学科の新設等に要する経費があること。 | | |
| 百六　医療的ケア看護職員配置事業に要する経費があること。 | | |
| 百七　地方公共団体による小規模事業者支援推進事業に要する経費があること。 | | |
| 百八　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。 | | |
| | 当該道府県が設置する公立高等学校等において地域の産業界等と連携協定等を締結して学科の新設等を行うために要する経費として総務大臣が調査した額（当該経費が生じた年度以降三箇年度に限るものとし、当該三箇年度の期間において、一校当たり五〇、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。 | ［新設］ |
| | 国が補助金を交付する学校法人に対して、私立幼稚園の医療的ケア看護職員配置事業のために当該道府県が国と協調して当該年度において交付する補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。 | ［新設］ |
| | 国の補助金を受けて施行する地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（局地激甚災害の復旧に係る事業に限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額とする。 | ［新設］ |
| | 次の各号によつて算定した額の合算額から第二条第一項第一号の表第五十七号によつて算定した額を控除した額とする。<br>一　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲又は専門人材の配置等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額<br>二　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 | ［新設］ |